



# 火の用心

## 火のしまつ 君がしなくて 誰がする

(平成20年度全国統一防火標語)

火災予防運動中、午後8時に30秒間サイレンが鳴ります。

### 火災件数が大幅に増加

知多中部管内(半田市・阿久比町・武豊町・東浦町)では、平成二十年(百二十五件)の火災が発生し、前年と比較すると二十二件の大幅な増加となりました。

昨年中火災による死者は前年より減少したものの五人の方が犠牲になり、二十人の方が負傷するという状況でした。

出火原因では「放火(疑いを含む)」が三十四件と最も多く、続いて「こんろ」「たばこ」の順となっています。

火災が発生した場合には初期消火と、早期一一九番通報が大切です。初期消火で、夢中になり避難するタイミングを失う危険性もあるため無理な深追いはせず、避難と一一九番通報を優先してください。

### セルフスタンドでの給油に注意

自動車などへの給油に使われるガソリンは、気温がマイナス四・〇度でも気化して爆発性の蒸気となる物質です。また、静電気など思わぬ火源によって引火する可能性があります。セルフスタンドには、各種の安全装置が設けられ、スタンドの従業員(監視者)による安全確認も行われますが、安全に給油を行うため、ドライバーは、次の事項に十分注意してください。

- 1 給油中は、エンジンを停止する。
- 2 たばこを吸ったり、ライターの使用は厳禁。
- 3 給油前に静電気除去シートに触れる。
- 4 車両の燃料の種類を把握・確認する。
- 5 給油ノズルを止まるところまで確実に差し込む。
- 6 自動的に給油が止まったら、つぎたし給油はしない。
- 7 ガソリン・軽油を金属製携行缶へ小分けすることはできません。

### 住宅用火災警報器を 設置してください



住宅用火災警報機

消防法で、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。皆さんが住んでいる住宅にはすでに設置されているでしょうか。

住宅用火災警報器は、住宅火災による死者が多いために義務化されたもので、早期に火災の発生を周囲に知らせられます。火災時の逃げ遅れなどに大変有効なため、まだ設置していない住宅は早急に設置してください。住宅用火災警報器は、家族の大切な命を火災から守ります。住宅用火災警報器を設置し、大事に至らなかつた事例が多数寄せられています。一日も早く設置してください。

悪質販売業者が多発しています。消防署が住宅用火災警報器を販売することは一切ありません。設置場所など不明な点がありましたら消防署まで問い合わせてください。問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部  
☎(21)1491